

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	クリーニング業法施行令	根拠条項	1-3	資料番号	33	担当課	薬務衛生課
				許認可等の内容	免許証の再交付		
<p>○クリーニング業法施行令 (昭和28年政令第233号) (免許証) 第一条 3 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき (ゝ) 損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。</p> <p>○クリーニング業法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 35 号) (免許証の再交付) 第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。 2 前項の規定によつて、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p>							